

静岡県告示第257号

静岡県母子家庭等自立支援給付金事業支給要綱（平成15年静岡県告示第897号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月20日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第4 給付金の額</p> <p>給付金の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 自立支援教育訓練給付金については、次に掲げる支給対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。</p> <p>ア 講座の受講を開始した日現在において雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の支給を受けることができない支給対象者 当該支給対象者が講座の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（当該額が20万円を超えるときは支給額は20万円とし、1万2,000円を超えないときは支給しないものとする。）</p>	<p>第4 給付金の額</p> <p>給付金の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 自立支援教育訓練給付金については、次に掲げる支給対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。</p> <p>ア 講座の受講を開始した日現在において雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）<u>（以下「雇用保険法等」という。）</u>の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）<u>又は特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）</u>の支給を受けることができない支給対象者 当該支給対象者が講座の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（当該額が20万円を超えるときは支給しないものとする。）</p> <p>イ <u>講座の受講を開始した日現在において雇用保険法等の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の支給を受けることができない支給対象者 当該支給対象者が講座の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（当該額が修学年数に20万円を乗じて得た額を超えるときは支給額は修学年数に20万円を乗じて得た額（当該額が80</u></p>

イ 講座の受講を開始した日現在において一般教育訓練給付金の支給を受けることができる支給対象者 アに定める額から当該支給対象者が支給を受けた一般教育訓練給付金の額を差し引いた額

- (2) 高等職業訓練促進給付金については、静岡県高等職業訓練促進給付金等事業実施要領第4に規定する資格を取得する修業の修業期間に相当する期間（当該期間が36月を超えるときは、36月）について月額10万円（同要領第6の(1)イに該当する者にあつては7万500円）を支給する。

(3) (略)

第6 交付の決定の基準

この給付金事業の交付の決定は、次に掲げる基準を基本として、各事業実施要領において定める基準に従いするものとする。

(1) 自立支援教育訓練給付金事業

職業経験が乏しく技能も十分でない母子家庭の母等が就職に際しての準備をするため、自立支援教育訓練給付金を支給することにより、主体的な能力開発の取組みを支援し、もって、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ると事前相談において判断されるもの

(2) (略)

第11 その他給付金の支給に関する事項

万円を超えるときは80万円)とし、1万2,000円を超えないときは支給しないものとする。)

ウ 講座の受講を開始した日現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」と総称する。）の支給を受けることができる支給対象者 ア及びイに定める額から当該支給対象者が支給を受けた教育訓練給付金の額を差し引いた額

- (2) 高等職業訓練促進給付金については、静岡県高等職業訓練促進給付金等事業実施要領第4に規定する資格を取得する修業の修業期間に相当する期間（当該期間が48月を超えるときは、48月）について月額10万円（同要領第6の(1)イに該当する者にあつては7万500円）を支給する。

(3) (2)の規定にかかわらず、(2)の修業期間に相当する期間の最後の12月については、月額14万円（静岡県高等職業訓練促進給付金等事業実施要領第6の(1)イに該当する者にあつては11万500円）を支給する。

(4) (略)

第6 交付の決定の基準

この給付金事業の交付の決定は、次に掲げる基準を基本として、各事業実施要領において定める基準に従いするものとする。

(1) 自立支援教育訓練給付金事業

職業経験が乏しく技能も十分でない母子家庭の母等が就職に際しての準備をするため、自立支援教育訓練給付金を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、もって、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ると事前相談において判断されるもの

(2) (略)

<p><u>この要綱に定めるもののほか、財務会計手続きに関する事項は静岡県財務規則（昭和39年3月21日規則第13号）に基づき支給する。</u></p>	
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の第4の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 改正後の静岡県母子家庭等自立支援給付金事業支給要綱（以下「改正後の要綱」という。）第4(1)の規定は、平成31年4月1日以後に修了した改正後の要綱第2(1)に規定する講座に係る自立支援教育訓練給付金について適用し、同日前に修了した改正後の要綱第2(1)に規定する講座に係る自立支援教育訓練給付金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の要綱第4(3)の規定は、平成31年4月1日以後の改正後の要綱第4(2)の修業期間に相当する期間について支給する改正後の要綱第2(2)に規定する資格に係る高等職業訓練促進給付金について適用し、同日前の改正前の静岡県母子家庭等自立支援給付金事業支給要綱第4(2)の修業期間に相当する期間について支給する改正後の要綱第2(2)に規定する資格に係る高等職業訓練促進給付金については、なお従前の例による。